

特別養護老人ホーム「須坂荘」重要事項説明書

＜令和 年 月 日 現在＞

1. 特別養護老人ホーム「須坂荘」の概要

(1) 事業所の名称等

施設名称	特別養護老人ホーム「須坂荘」
開設年月日	令和3年4月1日
所在地	長野県須坂市大字塩野951番地
電話番号	026-248-0839
FAX番号	026-248-4918
開設者名	社会福祉法人 グリーンアルム福祉会 (理事長 町田 貴志)
介護保険指定番号	2070700717

(2) サービスに関する相談窓口

担当者	生活相談員 青山 弥生 介護支援専門員 志原 雄大
受付時間	毎日 午前8時45分 ～ 午後5時30分

(3) 事業所の目的

須坂荘は、介護保険法その他関係法令に従い、日常生活上の介護・介助や機能訓練など、施設サービス計画に基づいて、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

(4) 事業所の運営方針

- ① 利用者がその有する能力に応じ自立した生活が営めるよう、生活指導について援助を惜しみなく行います。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の側に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 地域との結び付きは勿論、市町村、居宅介護支援事業者、その他介護サービス事業者、医療機関、保健施設及び福祉施設の関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(5) 事業所の定員及び設備の概要

入所定員	70名		
居室	4人部屋 17室 2人部屋 1室 (他に短期用2室)	医務室	1室
静養室	1室	食堂	2室(1・2棟、3棟)
浴室	一般浴室 1室	機能訓練室	1室
	特殊浴槽 1室	相談室	1室

(6) 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	主な業務内容等
施設長			所属職員の指揮監督、業務の管理
副施設長			施設長の補佐
医師			利用者の治療、検査等の医療行為
看護職員			医師の指示に基づく看護
介護職員			日常生活上の介護
生活相談員			利用者に対する各種支援及び相談
管理栄養士			栄養管理
機能訓練指導員			機能訓練
介護支援専門員			施設サービス計画策定
事務職員			一般管理事務

() 内は兼務

2. サービス内容

・ 通常のサービス

- ① 施設サービス計画の立案
心身の状況、利用者及び家族の要望を汲んだ施設サービス計画を立案します。
- ② 食 事
朝食 7 : 3 0 ～ 8 : 3 0
昼食 1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0
夕食 1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0
間食 1 0 : 0 0、1 5 : 0 0
利用者の身体状況に応じて、医師の指示に基づく特別食（流動食、各種治療食等）を提供いたします。
- ③ 入 浴
週に2回の入浴を提供します。
一般浴又は機械浴を行います。心身の状況により、清拭又は部分浴となる場合があります。
- ④ 介 護
施設サービス計画に従って以下の介護を行います。
更衣・整容・排泄・食事・入浴等の介助、移乗・移動の介助・付き添い等、体位交換、シーツ交換等
- ⑤ 看 護
日常生活上の必要な処置及び観察、嘱託医等の指示に基づく処置及び医療的ケアを行います。
- ⑥ 機能回復訓練
施設サービス計画及び機能訓練計画に基づいた機能回復訓練を行います。
- ⑦ 余暇活動
週に1回程度の余暇活動を行います。
(和紙ちぎり絵、ハーモニカ、紙芝居、音楽活動、その他)
- ⑧ 生活相談
日常生活上の相談、施設サービスに対する要望、苦情の受付等を行います。
- ⑨ 健康管理
定期的な嘱託医の診察、健康相談を受けることができます。
必要に応じて専門医の訪問診療、往診を受けることができます。
胸部レントゲン検診を年1回行います。
希望によりインフルエンザ等の予防接種（自己負担）を受けることができます。
- ⑩ レクリエーション
季節行事等を含めて、月間行事計画、レクリエーション計画等に基づいて実施いたします。
- ⑪ 付き添い介助
買い物外出等の介助を行います。

- ・ その他のサービス
 - ① 注文食の提供 （外部事業者への依頼）
 - ② 理容サービス （外部理髪店によるサービス）
 - ③ 日常費用支払代行 （委任状に基づいたサービス）
 - ④ 通帳管理・印鑑管理、貴重品の保管
 - ⑤ 行政手続き代行 等

3. 利用料

- ・ 法定代理受領を基本とし、介護保険の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載の割合に基づきます。自己負担額の把握のため、介護保険負担割合証を提出していただきます。
- ・ 介護保険料の滞納等により、保険者からの保険給付が事業者に支払われない場合があります。この場合、利用者に費用の全額を請求いたします。一旦お支払いいただいた利用料は保険者（市町村）の窓口に申請することにより、還付を受けることができます。
- ・ お支払いいただいた自己負担額が一定額（上限額）を超えたときには、高額介護サービス費により超過分が払い戻しされます。高額介護サービス費については保険者（市町村）にお問い合わせください。
- ・ 居住費及び食費の利用者負担額は、利用者や世帯の所得に応じて利用者負担第1段階～第4段階に区分されます。・利用者負担軽減制度について詳しくお知りになりたいことや、不明な点等ございましたら、生活相談員又は介護支援専門員にお尋ねください。
- ・ 毎月15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただくと領収書を発行いたします。お支払い方法は、口座自動引き落とし、請求書に基づくお振込み、から契約の際にお選びください。

① 利用者負担段階に基づく居住費、食費（日額）

単位：円

区 分	要 件	居 住 費	食 費
第1段階	生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方で、かつ本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下）の方	0	300
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方で、かつ本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）の方	430	390
第3段階①	世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方で、かつ本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）の方	430	650
第3段階②	世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円を超える方で、かつ本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）の方	430	1,360

第4段階	本人が住民税課税となっている方 または 配偶者が住民税課税となっている方 または 本人が属する世帯の中に住民税課税者がいる方 または 本人の預貯金等が一定額を超える方	915	<u>1,680</u>
------	--	-----	--------------

※段階は、市町村が交付する介護保険利用者負担額減額・免除等認定証により決定します。

② 基本サービス費（介護福祉施設サービス費・多床室）

日額／単位：円

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用費	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
1割自己負担額	589	659	732	802	871
2割自己負担額	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
3割自己負担額	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

③ 加算項目

・食費に係る加算

加算項目	1割自己負担額	内 容
	2割自己負担額	
	3割自己負担額	
栄養マネジメント強化加算	11円／日	常勤の管理栄養士を配置して、低栄養状態にある入所者の栄養管理を継続的に行い、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
	22円／日	
	33円／日	
再入所時栄養連携加算	200円／回	利用者が医療機関に入院し、特別食等（※）が必要となった場合、管理栄養士が医療機関での栄養食事指導等に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に1回に限り算定します。 （※）腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食
	400円／回	
	600円／回	
退所時栄養情報連携加算	70円／回	特別食（※）を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、施設から他の介護保険施設、医療機関等に退所する際に、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に、1回に限り算定します。
	140円／回	
	210円／回	
経口移行加算	28円／日	経管により食事を摂取している利用者に、経口摂取を進めるために医師の指示を受けた（管理）栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援を行った場合、180日を限度として算定します。ただし、医師の指示により継続して栄養管理及び支援が必要とされる場合は、引き続き算定します。
	56円／日	
	84円／日	

経口維持加算（Ⅰ）	400円／月	現に経口摂取できる者で、摂食障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、多職種共同で栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、経口による
-----------	--------	---

		800円/月	継続的な食事の摂取を進めるため、医師又は歯科医師の指示を受けた(管理)栄養士が、栄養管理を行った場合に6か月以内の期間に限り算定します。ただし、医師の指示により誤嚥防止のための食事を進めるための特別な管理が必要とされる場合は、引き続き算定します。
		1,200円/月	
経口維持加算 (Ⅱ)		100円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定します。ただし、医師の指示により誤嚥防止のための食事を進めるための特別な管理が必要とされる場合は、引き続き算定します。
		200円/月	
		300円/月	
療養食加算		6円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食並びに特別な場合の療養食を提供した場合に1日3食を限度とし、1食1回として算定します。
		12円/回	
		18円/回	
口腔衛生管理 加算(Ⅰ)	いずれかを算定	90円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言に基づき口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科衛生士が利用者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し、技術的指導助言を行った場合に算定します。
		180円/月	
		270円/月	
口腔衛生管理 加算(Ⅱ)		110円/月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件を満たした上で、口腔衛生に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定します。
		220円/月	
		330円/月	

・その他の加算

加算項目	1割自己負担額	内 容
	2割自己負担額	
	3割自己負担額	
協力医療機関連携 加算(Ⅰ)	50円/月	①入所時の急変時、医師又は看護師に相談する体制の常時確保②診療を行う医療機関の確保③入院の受け入れ体制の確保の条件を満たす協力医療機関を確保し、入所者等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。
	100円/月	
	150円/月	
協力医療機関連携 加算(Ⅱ)	5円/月	協力医療機関の①～③の要件を満たさず、医療機関と入所者等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。
	10円/月	
	15円/月	
特別通院 送迎加算	594円/月	透析を要する入所者で、家族等の送迎が困難等、やむを得ない事情により、1か月12回以上の通院のための送迎を行った場合に算定します。
	1,188円/月	
	1,782円/月	
精神科医療養 指導加算	5円/日	認知症利用者が利用者の3分の1を占め、精神科医の療養指導が月2回以上ある場合に算定します。
	10円/日	
	15円/日	
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	協力医療機関等との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の対応の取り決めや発生時等に協力医療機関等と連携して対応すること、かつ、施設内感染対策に関する研修又は訓練を定期的に行っている場合に算定します。
	20円/月	
	30円/月	

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5 円／月	医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定します。
		1 0 円／月	
		1 5 円／月	
新興感染症等施設療養費		2 4 0 円／日	利用者が国の指定する新興感染症に感染した場合に、相談対応・治療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を図った上でサービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定します。
		4 8 0 円／日	
		7 2 0 円／日	
個別機能訓練加算（Ⅰ）		1 2 円／日	常勤の機能訓練指導員を 1 名以上配置し、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスが実施されている場合に算定します。
		2 4 円／日	
		3 6 円／日	
個別機能訓練加算（Ⅱ）		2 0 円／月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定して、個別機能訓練計画等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定します。
		4 0 円／月	
		6 0 円／月	
ADL 維持等加算（Ⅰ）	いずれかを算定	3 0 円／月	利用から 6 か月後の ADL 評価を厚生労働省に提出していて、ADL 利得の平均値が 1 以上の場合に算定します。
		6 0 円／月	
		9 0 円／月	
ADL 維持等加算（Ⅱ）	いずれかを算定	6 0 円／月	利用から 6 か月後の ADL 評価を厚生労働省に提出していて、ADL 利得の平均値が 2 以上の場合に算定します。
		1 2 0 円／月	
		1 8 0 円／月	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	いずれかを算定	1 0 0 円／月	訪問リハ、通所リハ又はリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等の助言に基づき施設職員が個別の訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練指導員その他職種が協働し、計画的に機能訓練を実施した場合、3 か月に 1 回に算定します。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合には算定しません。
		2 0 0 円／月	
		3 0 0 円／月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	いずれかを算定	2 0 0 円／月	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等が、施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い個別の訓練計画を作成し、その計画に基づき、施設機能訓練指導員その他職種の者が協働し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定します。
		4 0 0 円／月	
		6 0 0 円／月	
		(個別機能訓練加算を算定している場合)	
		1 0 0 円／月	
		2 0 0 円／月	
初期加算		3 0 円／日	入所日から又は 3 0 日以上入院後に再入所となった場合に、3 0 日に限り算定します。
		6 0 円／日	
		9 0 円／日	
外泊時加算		2 4 6 円／日	1 か月に 6 日を限度として、利用者に対して外泊又は入院した場合に算定します。ただし、外泊・入院の初日及び最終日は算定しません。
		4 9 2 円／日	
		7 3 8 円／日	
退所前訪問相談援助加算		4 6 0 円／回	入所期間が 1 か月を超えると見込まれる利用者に対し、退所に先だって利用者が退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対して療養上の指導を行った場合に 1 回を限度に算定します。
		9 2 0 円／回	
		1,380 円／回	
退所後訪問相談援助加算		4 6 0 円／回	退所後 3 0 日以内に利用者の居宅又は、他の社会福祉施設等を訪問し、利用者及びその家族等に対し相談援助を行った場合に 1 回を限度に算定します。
		9 2 0 円／回	
		1,380 円／回	
退所時相談援助		4 0 0 円／回	退所時に退所後の主治医、指定居宅介護支援事業者

加算		8 0 0 円／回	等に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書、居宅サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
		1,2 0 0 円／回	
退所時情報 連携加算		2 5 0 円／回	医療機関へ退所する利用者について、退所後の医療機関に対して利用者を紹介する際に、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1 回に限り算定します。
		5 0 0 円／回	
		7 5 0 円／回	
退所前連携加算		5 0 0 円／回	入所期間が1 か月を超えると見込まれる利用者に対し、退所に先だって利用者の指定居宅介護支援事業所に必要な情報の提供を行ったり、その居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービス利用の調整を行ったときに算定します。
		1,0 0 0 円／回	
		1,5 0 0 円／回	
在宅復帰支援 機能加算		1 0 円／日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行った場合に算定します。
		2 0 円／日	
		3 0 円／日	
配置医師緊急時 対応加算		(早朝・夜間の場合)	利用者の病状の急変等に備えるため、施設と配置医師の間にその対応の方法による具体的な取り決めを定め、配置医師が施設の求めに対し、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、利用者の診療を行った場合に算定します。
		6 5 0 円／回	
		1,3 0 0 円／回	
		1,9 5 0 円／回	
		(深夜の場合)	
		1,3 0 0 円／回	
		2,6 0 0 円／回	
看護体制加算（Ⅰ） □		4 円／日	入所定員が5 1 人以上で常勤の看護師を1 名以上配置している場合に算定します。
		8 円／日	
		1 2 円／日	
看護体制加算（Ⅱ） □		8 円／日	看護職員が基準に加え1 名以上配置され、2 4 時間の連絡体制を確保している場合に算定します。
		1 6 円／日	
		2 4 円／日	
夜勤職員配置 加算（Ⅰ）□		1 3 円／日	16:30～翌 8:30 に勤務する職員の延べ時間数の合計が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に規定する夜勤職員の配置人数(須坂荘の場合3 名)より1 名分以上多く配置している場合に算定します。見守り機器等を導入している場合は、別に定める基準によります。
		2 6 円／日	
		3 9 円／日	
夜勤職員配置 加算（Ⅲ）□		1 6 円／日	上記の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に算定します。
		3 2 円／日	
		4 8 円／日	
看取り介護加算 （Ⅰ）	いずれかを算定	(死亡日以前3 1 日 前以上4 5 日以下)	常勤の看護師を1 名以上配置し、看護責任者を定め、医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、2 4 時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行う体制が確保されていること及び看取りに関する指針を策定し、入所の際に利用者・家族等への説明を行い、同意を得ている場合に算定します。
		7 2 円／日	
		1 4 4 円／日	
		2 1 6 円／日	
		(死亡日以前4 日 前以上3 0 日以下)	
		1 4 4 円／日	
		2 8 8 円／日	
4 3 2 円／日			

		(死亡日前々日・前日)	
		680円/日	
		1,360円/日	
		2,040円/日	
		(死亡日)	
		1,280円/日	
		2,560円/日	
		3,840円/日	
看取り介護加算 (Ⅱ)		(死亡日以前31日 前以上45日以下)	
		72円/日	
		144円/日	
		216円/日	
		(死亡日以前4日前 以上30日以下)	
		144円/日	
		288円/日	
		432円/日	
		(死亡日前々日・前日)	
		780円/日	
		1,560円/日	
		2,340円/日	
		(死亡日)	
		1,580円/日	
		3,160円/日	
		4,740円/日	
日常生活継続 支援加算		36円/日	要介護度4・5の割合が70%以上、又は認知症高齢者 が65%以上、又はたん吸引が必要な利用者が15% 以上、かつ介護福祉士を利用者の数が6又はその端数 を増すごとに1以上配置している場合に算定します。
		72円/日	
		108円/日	
排せつ支援加算 (Ⅰ)	い ず れ か を 算 定	10円/月	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者 に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計 画に基づき支援を行った場合に算定します。
		20円/月	
		30円/月	
排せつ支援加算 (Ⅱ)		15円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の結果により、排せつの状態が改 善した、又はおむつの使用がなしに改善した場合に 算定します。
		30円/月	
		45円/月	
排せつ支援加算 (Ⅲ)		20円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の結果により、排せつの状態が改 善し、かつ、おむつの使用がなしに改善した場合に算 定します。
		40円/月	
		60円/月	
褥瘡マネジメン ト加算(Ⅰ)	い ず れ か を 算 定	3円/月	利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関 連の強い項目について定期的な評価を実施し、その 結果に基づき計画的に管理する場合に算定します。
		6円/月	
		9円/月	
褥瘡マネジメン ト加算(Ⅱ)		13円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定して、褥瘡発生リス クがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がな い場合に算定します。
		26円/月	
		39円/月	
認知症 専門ケア加算 (Ⅰ)		3円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の半数以上 で、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日 常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名 以上配置し、20人以上の場合は1名、39人までは2名 以上、それ以上は10又はその端数を増すごとに1名以上
		6円/日	

	を算定	9 円／日	を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を行っている場合に算定します。
認知症 専門ケア加算 (Ⅱ)		4 円／日	認知症ケア専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施している場合に算定します。
		8 円／日	
		1 2 円／日	
認知症 チームケア 推進加算 (Ⅰ)		1 5 0 円／月	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者が半数以上で、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状に予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員から成るチームを構成し、チームで認知症ケアに取り組んでいる場合に算定します。
		3 0 0 円／月	
		4 5 0 円／月	
認知症 チームケア 推進加算（Ⅱ）		1 2 0 円／月	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）の要件を満たし、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ、複数人から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームで構成している場合に算定します。
		2 4 0 円／月	
		3 6 0 円／月	
自立支援促進加算		3 0 0 円／月	入所時に医師が医学的評価を行い、3 か月に一度評価を見直し、多職種が協働して支援計画の策定、実施し、情報を厚生労働省に提出している場合に算定します。
		6 0 0 円／月	
		9 0 0 円／月	
科学的介護推進 体制加算(Ⅰ)	いずれかを算定	4 0 円／月	利用者の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等を厚生労働省に提出していて、サービス計画の見直しなど情報を活用している場合に算定します。
		8 0 円／月	
1 2 0 円／月			
科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)		5 0 円／月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加えて、疾病の状況等を厚生労働省に提出している場合に算定します。
		1 0 0 円／月	
		1 5 0 円／月	
安全対策体制加算		2 0 円／回	事故の発生、再発の防止策を講じており、担当者が安全対策に係る外部研修を受講していて、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定します。
		4 0 円／回	
		6 0 円／回	
生産性向上推進 体制加算（Ⅰ）		1 0 0 円／月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入、かつ、職員間の適切な業務改善の取組等を行い、業務改善の取組による効果のデータを 1 年以内ごとに 1 回厚生労働省に提出し、成果が確認されている場合に算定します。
		2 0 0 円／月	
		3 0 0 円／月	
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）		1 0 円／月	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確認及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、かつ、業務改善の取組による効果のデータを 1 年以内ごとに 1 回、厚生労働省へ提出している場合に算定します。
		2 0 円／月	
		3 0 円／月	

身体拘束廃止 未実施減算	所定単位数の 100 分の 10 の 単位数を減算	身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修を行っていない場合に適用されます。
業務計画 未実施減算	所定単位数の 100 分の 3 の 単位数を減算	感染症や自然災害の発生時にサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定、それに従った必要な措置を講じない場合は適用されます。
高齢者虐待防止 措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 の 単位数を減算	虐待の発生またはその再発防止の措置（指針整備・研修の実施・担当者の設置）が講じられていない場合に適用されます。
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	い ず れ か を 算 定	2 2 円／日
		4 4 円／日
		6 6 円／日
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）		1 8 円／日
		3 6 円／日
		5 4 円／日
サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）		6 円／日
		1 2 円／日
		1 8 円／日
介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）	（基本サービス料 自己負担額＋加算 分自己負担額） × 1 4.0 %	介護職員の総数のうち介護福祉士に占める割合が 80%以上、又は勤続 1 0 年以上の介護福祉士が 35% 配置されている場合に算定します。
		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上配置されている場合に算定します。
		介護職員のうち介護福祉士の占める割合が 50%以上、または看護・介護職員のうち常勤職員が 75%以上配置されている場合等に算定します。
		介護職員の賃金を改善する計画を策定し、適切な処置を講じた場合に算定します。

④ その他の料金

項目	費用
特別な食事代	利用者の希望により提供した食事に要した費用の実費
理美容代	外部事業者との契約による実費
行事・余暇・レク活動費	参加状況に応じ、掛かった材料費等の実費
日常生活用品費	依頼のあった品物を購入するのに要した費用の実費
クリーニング代	ドライクリーニング等特殊な物については実費
複写物の交付	利用者又は <u>身元引受人</u> の希望により交付する場合 1 枚当たり 10 円
口座振替手数料	実費

その他、健康管理費（インフルエンザ接種代）等、実費をご負担いただくことがあります。
また、上記以外に掛かる費用については説明の上、同意を得て徴収する場合があります。

※医療について

当施設で対応できない処置や手術、病状の著しい変化に対する医療につきましては外部の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科診療所に協力いただいています。

協力医療機関		
1	長野県立信州医療センター	須坂市大字須坂 1332
2	長野市民病院	長野市大字富竹 1333 番地 1
3	長野赤十字病院	長野市若里五丁目 22 番 1 号

協力歯科医療機関		
1	遠藤歯科医院	須坂市臥竜 1-5-16

5. 施設利用に当たっての留意事項

面会	概ね8：30～20：00の間とします。 なお、ご面会の際は、面会簿に記帳をお願いいたします。
外出・外泊	事前に連絡をお願いします。所定用紙への記入をお願いします。
飲酒・喫煙	職員の指示に従ってください。
火気の取扱い	職員の指示に従ってください。
所持品の持ち込み	職員の指示に従ってください。
金銭・貴重品の管理	金銭、貴重品は、原則持込みしないでください。必要な場合はお預りさせていただきます。
外泊時等の施設外での受診	必ず事前に申し出てください。
営利行為	できません。
宗教活動	他の利用者及び施設の運営に迷惑とならない範囲で自由です。
特定の政治活動	他の利用者及び施設の運営に迷惑とならない範囲で自由です。
ペットの持ち込み	衛生管理上問題があるのでご遠慮ください。
ハラスメント	利用者及びその家族は、施設職員、他の利用者等に対して、以下の行為を行わないでください。 ①暴言、脅迫、威嚇、侮辱、その他人格を否定するような言動 ②不当な要求、強要、その他業務を妨害する行為 ③プライバシーの侵害、セクシュアルハラスメント（必要もなく手や腕をさわるなどの行為を含む） ④その他法令または公序良俗に反する行為

6. 非常災害対策

非常災害時の備えた防災計画を策定しています。万一の場合は防災計画に従って対応します。

- ・防災設備 屋外消火栓、屋内消火器、簡易スプリンクラー、照明付自家発電機、火災熱感知器、火災煙感知器、非常通報設備、防火扉、非常灯
- ・防災訓練 年2回（内1回は夜間想定）実施しますので、ご協力ください。
- ・防火管理者 介護支援専門員 志原 雄大

7. 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、**身元引受人**、契約書に定める緊急連絡先等に連絡を行うとともに、必要な措置をとらせて頂きます。

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合にはこの限りではありません。

8. 第三者による評価の実施状況

福祉サービス第三者評価の受審状況は次のとおりです。

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和4年9月22日
第三者評価機関名	コスモプランニング有限会社
評価結果の開示状況	あり

9. 要望及び苦情の相談

- 施設利用に関する要望、苦情又は介護や日常生活に関する相談等は、生活相談員又は介護支援専門員にお申し出ください。

事業所の定める苦情受付体制

苦情解決責任者	施設長 今関 恭宏	
苦情受付担当者	生活相談員 青山 弥生	介護支援専門員 志原 雄大
受付電話番号	026-248-0839	

- 事業所では、第三者の立場から相談にのっていただく第三者委員を委嘱しております。第三者委員については、施設内の掲示をご覧ください。
- 玄関ホールに「ご意見箱」を設置していますので、ご活用ください。
また、下記の窓口でも苦情相談等を受け付けています。

苦 情 相 談 窓 口	電 話 番 号
須坂市 高齢者福祉課	(026) 248-9020
小布施町 健康福祉課福祉係	(026) 214-9108
高山村 村民生活課福祉係	(026) 242-1201
長野市 高齢者活躍支援課 介護施設担当	(026) 224-5094
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	(026) 238-1580

介護老人福祉施設の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人グリーンアルム福祉会

所在地 須坂市大字塩野 951 番地

名 称 特別養護老人ホーム「須坂荘」

施設長

説明者 職名 生 活 相 談 員

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏名

署名代行者 (続柄:)

氏名

代 理 人 住 所

氏名

身元引受人 住 所

氏名